

2013年10月25日 全12頁

消滅時効に関する改正提案（前半）

民法（債権関係）の改正に関する中間試案－2

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が2013年2月26日に決定されている。
- 現在、法制審議会民法（債権関係）部会で、2015年2月頃に法制審議会の答申が可能となるように、要綱案を取りまとめることを目指して改正に向けた審議が続けられている。
- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の内容は多岐にわたるが、ここでは債権の「消滅時効」に関する改正提案のうち、時効期間とその起算点に関する部分に着目した改正提案を取り上げる。
- 中間試案では、「債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」につき3つの案を提案している。これは、意見が割れるような難しい問題であることの表れであるともいえよう。

1. 中間試案の公表

2013年（平成25年）2月26日、法制審議会民法（債権関係）部会では、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下、「中間試案」という）を決定した。

これは、「民法」という法律の契約などに関する規律を定めた債権関係の部分の改正につき、法務省に設置された法制審議会民法（債権関係）部会における審議の中間的な取りまとめである。「民法」の債権関係の部分、債権法などと呼ぶこともあり、債権法の改正に関するものともいえる。2013年（平成25年）4月16日から同年6月17日までパブリック・コメントの手続が実施された。集まった意見などをもとに、法制審議会民法（債権関係）部会では再び、改正に向けた審議が続けられている。現段階ではいつ改正されるか定まっていないが、2013年（平成25年）7月16日の法制審議会民法（債権関係）部会では、1) 今後の審議を通じて要綱案の取りまとめを行うこと、2) その取りまとめは、2015年（平成27年）2月頃に法制審議会の答

申をすることが可能な時期までに行うこと、3) 要綱案の取りまとめに先立ち、2014 年（平成 26 年）7 月末までに「要綱仮案」の取りまとめを行うことが示された。

また現在、中間試案とは別に、事務当局（法務省民事局参事官室）の文責で、中間試案の各項目にポイントを要約して説明する「（概要）」欄と、詳細な説明を加える「（補足説明）」欄を付した「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（以下、この資料のことを「補足説明」という）も公表されている。

これらの中間試案や補足説明は、法務省の以下のウェブサイトで公表されている。

URL : <http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900184.html>

ここでは、中間試案や補足説明に基づき、債権の消滅時効に関する改正提案の一部を見ていくことにする^(注1) ^(注2)。

(注1) このレポート作成の際に参考にしてしている中間試案や補足説明は、2013 年（平成 25 年）7 月 4 日補訂済みの中間試案や補足説明である。

(注2) このレポートでは、補足説明でなされている解説内容の概略を示すことを試みる。

2. 「消滅時効」？

「消滅時効」とは、一定の時間の経過によって債権などの財産権が消滅する制度のことである。

この場合の「一定の時間」を「時効期間」と呼んでいる。

消滅時効の効果（債権などの財産権の消滅）が生じるためには、「援用」（消滅時効の利益を受ける意思表示）が必要とされている。

消滅時効における重要なポイントである「一定の時間（時効期間）の経過」を考えるにあたっては、一定の事由が生じたために経過した時間がゼロになる「中断」や、一定の事由が生じたために時間の経過の算定が所定の期間一時停止する「停止」にも注意が必要である。

3. 債権の消滅時効に関する改正提案（前半）

このレポートでは、債権の消滅時効に関する改正提案のうち、時効期間の長さに関する部分と時効期間を考える際の起算点に関する部分についての改正提案を取り上げる^(注3)。

(注3) 「援用」、「中断」、「停止」などに関する改正提案については別のレポートを作成の予定である。

現行の民法には債権の消滅時効に関する時効期間については、いくつかの規定がある。原則10年とする規定（民法第167条第1項）以外にも、ある場合には1年とか2年とかの定めがある。そこで、これらをできるだけ整理しようとしている。

また、時効期間を10年としている原則自体も見直しを検討しているが、必ずしも意見がまとまっておらず、中間試案では3つの案を掲げている（この点については後掲「（2）債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」参照）。

それ以外にも、見直しを提案している。

なお、中間試案の債権の消滅時効に関する改正提案の部分を見るにあたり、次のことに注意が必要である。

- ・「 [] 」つまり「カッコ（補足説明の中ではブラケットと呼んでいる）」が使われているところがあるが、それは時効期間の一案を挙げる場合や、カッコ内の言葉を加えた案があることを示す場合に使われている。
- ・しかも時効期間の一案を挙げる場合には「 / 」つまり「スラッシュ」を使い、いくつかの案を掲げている。

（1）職業別の短期消滅時効の廃止

（i）中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）。

1 職業別の短期消滅時効の廃止

民法第170条から第174条までを 削除 するものとする。

（ii）概略

【職業別の短期消滅時効】

現行の民法では、債権の消滅時効における原則的な時効期間を10年間としている（民法第167条第1項）。その一方で、それよりも短い時間の経過で債権が消滅する「短期消滅時効」というものも定めている。短期消滅時効の一例である現行の民法第170条から第174条まででは、職業別の細かい区分に基づき3年間、2年間又は1年間という短期の時効期間が定められている。

例えば、私立学校の授業料の時効期間は、「学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権」（民法第173条第3号）として2年間、飲食代金の時効期間は、「旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権」（民法第174条第4号）として1年間とされている。

【廃止へ】

この現行の民法第 170 条から第 174 条までの短期消滅時効制度に対しては、対象となる債権の選別を合理的に説明することが困難である上、実務的にもどの区分の時効期間が適用されるのかをめぐって煩雑な判断を強いられている等の問題点が指摘されている。

そこで、職業別の短期消滅時効に関する現行の民法第 170 条から第 174 条までの規定を削除することを提案している。

なお、職業別の短期消滅時効に関する現行の民法の規定を削除した場合に、時効期間の 10 年の原則だけで問題が出ないかという視点から、次の「債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」の見直しが検討されている。

(2) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

(i) 中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）。

2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

【甲案】 「権利を行使することができる時」（民法第 166 条第 1 項）という起算点を維持した上で、10 年間（同法第 167 条第 1 項）という時効期間を 5 年間 に改めるものとする。

【乙案】 「権利を行使することができる時」（民法第 166 条第 1 項）という起算点から 10 年間（同法第 167 条第 1 項）という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から [3 年間／4 年間／5 年間] という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時 に消滅時効が完成するものとする。

(注) 【甲案】と同様に「権利を行使することができる時」（民法第 166 条第 1 項）という起算点を維持するとともに、10 年間（同法第 167 条第 1 項）という時効期間も維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については 5 年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については 3 年間の時効期間を新たに設けるという考え方がある。

(ii) 概略

【時効期間の長期化の懸念】

前記 (1) のとおり、職業別の短期消滅時効を廃止とした場合、多くの事例において時

効期間が長期化することになるという懸念があるとの指摘があった。具体的には、「法制審議会民法（債権関係）部会第 65 回会議 議事録」^(注4)を見ると、例えば、概ね次の指摘があったようである。

- ・現在、消費者に対する債権のかなりの部分が 1 年から 3 年の短期消滅時効にかかっていると考えられるが、一気に時効期間が現在の原則の 10 年になってしまうと問題が大きいのではないか。
- ・不幸にもトラブルとなり裁判となった場合に、領収書などが支払ったことの証拠として意味を持ってくるが、消費者は領収書などの証拠となるものをそう長いこと保存していないと思われるが問題ないか？

短期消滅時効がある現在であれば、例えば、債権者である被相続人が支払いを受けていたのにその記録が相続財産の中になく、相続人が支払いを受けた事実気づかず債務者に支払いを求めるような場合、債務者は支払ったことの証拠を保存していなくとも、すぐに完成する短期消滅時効の援用で債務を逃れられることがある。しかし短期消滅時効がなくなり時効期間が 1～3 年から 10 年となると、証拠を保存するという習慣がない消費者の場合はそのようなことも難しくなる。そのため、短期消滅時効をなくすだけでは、消費者に証拠を長期間保存するという負担をもたらすことにならないか？

(注 4) 法務省の以下のウェブサイト参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900174.html>

【原則的な時効期間・起算点の検討～3 つの案】

そこで、時効期間をできる限り単純化・統一化しつつ、時効期間の大幅な長期化への懸念にも対応するための方策が検討されてきた。その際、時効期間をどのくらいにするということだけでなく、時効期間を考える際の起算点をどのように考えるかということも検討の対象となっている。

そうして検討されてきた方策のうち、中間試案では、まず特徴的な 2 つの考え方を「甲案」、「乙案」として掲げている。その上で、甲案をベースにしつつもうひとつの案を「(注)」の形で提示している。

「甲案」と「(注)」の案は、起算点につき一種類の考え方だけをとっている。その上で、「甲案」と「(注)」とでは時効期間を場合分けするかなどの違いを持たせている。

これに対して、「乙案」は、二種類の起算点を考え、それぞれの時効期間を定めた上で、早く条件を満たした方で時効が完成し、援用できるという案である。

中間試案（補足説明の内容を含む）で示されたそれぞれの案を表形式でまとめると、次のとおりである。

< 甲案 > (原則的な時効期間を単純に短期化する考え方)


起算点	「権利を行使することができる時」 (現行の民法第 166 条第 1 項と同じ考え方)
時効期間	5 年間 (現行の民法第 167 条第 1 項の 10 年間から短縮)

< (注) の案 > (起算点を同一とする複数の時効期間を組み合わせる考え方)

起算点	「権利を行使することができる時」 (現行の民法第 166 条第 1 項と同じ考え方)
時効期間	10 年間 (現行の民法第 167 条第 1 項の 10 年間のまま) ただし 事業者 ^(注5) 間の契約に基づく債権については 5 年間 消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については 3 年間

(注 5) 「事業者」の定義については、いまだ議論が成熟していないため、引き続き検討する必要があると、補足説明では記述されている。

< 乙案 > (起算点を異にする長短 2 種類の時効期間を組み合わせる考え方)

(長)	A 起算点	「権利を行使することができる時」 (現行の民法第 166 条第 1 項と同じ考え方)
	時効期間	10 年間 (現行の民法第 167 条第 1 項の 10 年間のまま)
		
(短)	B 起算点	債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時 (債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時 ^(注6))
	時効期間	例えば、3 年間 or 4 年間 or 5 年間

(注 6) 履行期の定めがあるなどの事情のために、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時」よりも後になって権利を行使することができるような場合の不都合に対応するためにカッコ書きが付いている。

(3) 定期金債権の消滅時効（民法第 168 条第 1 項関係）

(i) 中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）。

3 定期金債権の消滅時効（民法第 168 条第 1 項関係）

(1) 民法第 168 条第 1 項前段の規律を改め、定期金の債権についての消滅時効は、次の場合に完成するものとする。

ア 第 1 回の弁済期から [10 年間] 行使しないとき

イ 最後に弁済があった時において 未払となっている給付が ある場合には、最後の弁済の時から [10 年間] 行使しないとき

ウ 最後に弁済があった時において 未払となっている給付が ない場合には、次の弁済期から [10 年間] 行使しないとき

(2) 民法第 168 条第 1 項後段を削除するものとする。

(ii) 概略

【定期金債権とは】

ここでいう「定期金債権」とは、年金債権のように、定期的に一定額の金銭等を給付させることを目的とする債権をいう。そして、この定期金債権を基本的な債権として、定期に発生するものが「定期給付債権」（例えば、具体的な〇年〇月分の年金を請求する債権など）である。なお、この場合の「定期金債権」を「基本権」と、「定期給付債権」を「支分権」と呼ぶことがある。

【現行の民法第 168 条第 1 項前段の変更】

現行の民法第 168 条第 1 項前段は、定期金債権について、第 1 回目の弁済期から 20 年間行使されないときに消滅するとして、債権の消滅時効における時効期間及び起算点に関する例外を定めている（この規定は、基本権たる定期金債権の消滅時効についてのみ定めている。支分権たる定期給付債権の消滅時効については、現行の民法第 169 条が定めている）。

定期金債権の時効期間は、債権の原則的な時効期間よりも長期であることが適当と考えられている。しかし、どの程度の期間が適当であるかについては、債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点がどのように定められるか、つまり前記の「(2) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」のところでもどのように考えるかで異なり得る。そこで、中間試案の本文「(1)ア」では、仮に、現状の 20 年間という期間を 10 年間に置き換えるという案を、カッコ（ブラケット）を使って提示している。

ところで、現行の民法第 168 条第 1 項前段に対しては、定期金債権の弁済（支払、返済）が 1

回もされない場合しか規定されておらず、1回でも弁済がなされた場合の処理が不明確であるという問題点が指摘されている。そこで、中間試案の本文「(1)イ」及び「(1)ウ」では、この場合についての規律を付け加えている。

具体的には、本文「(1)イ」では、「最後に弁済があった時」において、それまでに未払となっている給付がある場合には、定期金債権の消滅時効の起算点を「最後の弁済の時」からとしている。これに対して、本文「(1)ウ」では、「最後に弁済があった時」において、それまでに未払となっている給付がない場合には、定期金債権の消滅時効の起算点を「次の弁済期」からとしている。

【現行の民法第168条第1項後段の削除】

定期金債権は最後の弁済期（支払期、返済期）から10年間行使されないときに消滅すると定める現行の民法第168条第1項後段に対しては、最後の弁済期が到来して全ての支分権が発生した以上は、基本権である定期金債権を観念し続けることに意味はなく、各支分権の消滅時効のみを観念すれば足りるとして、独自の存在意義がないとの指摘があり、削除することが提案されている。

(4) 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）

(i) 中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）。

4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）

民法第724条の規律を改め、不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅するものとする。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を 知った時から3年間 行使しないとき
- (2) 不法行為の時から20年間 行使しないとき

(ii) 概略

【現行の不法行為による損害賠償請求権の期間の制限】

交通事故にあった場合に損害賠償を請求することなどがあるが、その際に使われるのが不法行為による損害賠償請求権について定める現行の民法第709条などである。

この不法行為による損害賠償請求権の期間の制限について、現行の民法第724条前段は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間これを行行使しないときに時効によって消滅するとし、同条後段は、不法行為の時から20年を経過したときも同様とするとしている。

【判例の状況】

このうち現行の民法第 724 条後段の 20 年という期間制限に関しては、判例（最判平成元年 12 月 21 日民集 43 卷 12 号 2209 頁）は、中断や停止の認められない「除斥期間」であるとしているが、このような解釈に対しては被害者救済の観点から問題があるとの指摘があり、現に、不法行為の時から 20 年以上が経過してから請求がされた事案において停止に関する規定の法意を援用して被害者の救済を図った裁判例も現れている（例えば、最判平成 21 年 4 月 28 日民集 63 卷 4 号 853 頁）。

【消滅時効であると明確化】

そこで、中間試案・補足説明では、複雑な状況を解消して単純化すべく、民法第 724 条後段の 20 年という期間制限は除斥期間ではなく、同条前段と同様に消滅時効についての規律であると明確化することを提案している。

【現行の民法第 724 条をそのままの形で残すか？】

なお、前記の「（2）債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」のところで「乙案」が採用される場合には、乙案とここでの不法行為による損害賠償請求権の消滅時効に関する案とで時効期間と起算点の枠組みが共通のものとなるので、現行の民法第 724 条を削除することも考えられると、補足説明では記載されている。つまり、原則的な場合と不法行為の場合とで、ともに「起算点を異にする長短 2 種類の時効期間を組み合わせる考え方」をとることになり、時効期間だけが異なるならその旨の規定だけ置けばよくなるので、現行の民法第 724 条をそのままの形で残す必要はないと考えているものと思われる。

（5）生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

（i）中間試案の提案

中間試案では、次のとおり記載されている（下線は筆者が加えた）^{（注7）}。

5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

生命・身体 [又はこれらに類するもの] の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前記 2 における債権の消滅時効における 原則的な時効期間 に応じて、それよりも長期 の時効期間を設けるものとする。

（注）このような 特則 を設けないという考え方がある。

（注 7）囲みの中の「前記 2」とは、このレポートで言えば、「（2）債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」の部分のことである。

(ii) 概略

【生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間の特則の新設】

現行の民法には、生命や身体が侵害されたことによって生じた損害賠償請求権の消滅時効期間に関する特則は置かれていない。しかし、生命や身体が侵害されたことによって生じた損害賠償請求権については、それが債務不履行に基づくものであれ、不法行為によるものであれ、要保護性が高いことや債権者（被害者）に時効の進行を阻止するための行動を求めることが期待しにくいことなどから、債権の原則的な時効期間よりも長期の時効期間を設けるべきであるという考え方がある。そこで、中間試案では、生命や身体が侵害されたことによって生じた損害賠償請求権の消滅時効期間に関する特則を設けることを提案している。

その際、対象を生命又は身体の侵害に限るという考え方のほか、これらに類するもの（例えば、身体の自由の侵害）も含めるという考え方もあるとしている。

なお、仮にこのような特則を設ける場合に、具体的な長期の時効期間の設定については、前記の「（2）債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」のところでのどのような案が採用されるかによって考え方が異なってくる。

【反対意見あり】

特則を設けるという提案に対しては、次の理由から特則を設ける必要がないとの意見もあり、中間試案には「（注）このような特則を設けないという考え方がある。」との記述も掲載された。

- ・前記の「（4）不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）」のところにあるように、民法第724条後段の不法行為の時から20年という期間制限を除斥期間ではなく消滅時効に関する規律であるとする、特則を設けなくとも、中断や停止^{（注8）}によって損害賠償請求をする者を保護することができる。
- ・紛争処理の長期化・永続化を懸念する観点から、現状よりも長期の時効期間を設ける必要性はない。

（注8）別のレポートに譲るが、これらの制度にも対象の変更が提案されている。例えば、現行の「中断」の制度は、「更新」という名の制度に変えることなどが提案されている。

4. 個人的な感想

最後に、個人的な感想を述べる（思いつきのような点もあるがご容赦いただきたい）。

【意見集約の難しさ】

このレポートで取り上げた債権の消滅時効の時効期間・起算点に関する改正提案の部分でまず把握しておくべきなのは、「(2) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」の部分ではないかと思われる。中間試案では、以下の3つの案を挙げており、そのどれをとるかが民法における債権の消滅時効の他の論点にも影響を及ぼすからである。

- ①「原則的な時効期間を単純に短期化する考え方」に基づく案（甲案）
- ②「起算点を同一とする複数の時効期間を組み合わせる考え方」に基づく案（「(注)」の案）
- ③「起算点を異にする長短2種類の時効期間を組み合わせる考え方」に基づく案（乙案）

このように案が3つも挙げられている点を見るだけでも、難しい問題であるとわかる。

また、法制審議会民法（債権関係）部会第74回会議^(注9)の「部会資料64-2 『民法（債権関係）の改正に関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要（各論）【速報版(1)】」を見ても、意見が分かれているのがわかる。

(注9) 法務省の以下のウェブサイト参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900188.html>

【債権を管理しなければならない人は大変】

この①～③のいずれをとるかという変更だけでも、企業などで多くの債権を管理しなければならない人は、いつ消滅時効が完成するのかを把握するだけでも大変ではないだろうか？

【民法以外にある債権の消滅時効はどうなるのか？】

先ほど、前記の①～③のいずれをとるかが、民法における債権の消滅時効の他の論点にも影響を及ぼすと述べた。それでは、民法以外に定められている債権の消滅時効に関する規定はどうなるのであろうか？

例えば、商法第522条（商事消滅時効）、地方自治法第236条などが存在するが、影響を受けるのだろうか？現在は民法の検討であるから、どうなるかわからないが、改正作業が進行したら、注意しておくべき点なのかもしれない。

【除斥期間の概念はどうなるのか？】

話は変わるが、「(4) 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）」のところで、民法第724条後段の20年という期間制限は中断や停止の認められない「除斥期間」ではなく、消滅時効であると明確化することが中間試案・補足説明では提案されていると述べたが、「除斥期間」という概念自体がなくなるのであろうか（なくなるとすれば、現在上場会

社の中には定款で「配当の除斥期間」を定めているところがあるが、同じ除斥期間という言葉を使っており、これにも影響を与える可能性があるかもしれない)。

どうなるかはっきりしないが、中間試案・補足説明の提案は、民法第 724 条後段に関するものにすぎないので、「除斥期間」という概念自体がなくなるということにはならないのではないかと個人的には考えている（おそらく「配当の除斥期間」にも影響はないのではないかと考える）。